令和７年群馬東部水道企業団議会

１０月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和７年群馬東部水道企業団議会１０月定例会会議録

令和７年１０月６日（月曜日）

１　出席議員　１１名

１番　星　野　一　広	
３番　町　田　正　行	４番　渋　谷　理津子
５番　平　井　玲　子	６番　杉　山　英　行
７番　須　永　信　雄	８番　荒　井　英　世
９番　藤　野　一　也	１０番　森　　雅　哉
１１番　山　口　将	１２番　松　島　茂　喜

２　欠席議員　１名

２番　大　川　陽　一

３　説明のために出席したもの　１３名

企業長　須　藤　昭　男	副企業長　穂　積　昌　信
副企業長　多　田　善　洋	副企業長　村　山　俊　明
代表監査委員　長　瀬　裕　一	
局　　長　高　橋　之　雄	次　　長　鴇　田　久　剛
次　　長　松　本　徳　雄	次　　長　百　瀬　光　宏
総務課長　松　森　則　之	企画課長　茂　木　孝　昭
工務課長　山　本　雅　己	庁舎建設室長　島　田　賢　司

４　その他出席した者　４名

太田市議会事務局長　瀬　古　茂　雄

書　　記　野　口　幸　久　　書　　記　須　田　可　奈

書　　記　石　瀬　由　佳

議事日程

令和７年１０月６日　午前１０時４５分開議
群馬東部水道企業団議会議長　星野　一広

第１　議席の指定

第２　会期の決定

第３　会議録署名議員の指名

第４　一般質問

第５　報告第　１号　令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算及び継続費の繰越しについて

報告第　２号　令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

議案第１３号　令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について

議案第１４号　令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について

第６　議案第１５号　令和７年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について

第７　議案第１６号　群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第８　議案第１７号　群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■開　　会

午前１０時４５分開会

議長（星野一広）　ただいまから告示第２５号をもって招集されました、令和７年群馬東部水道企業団議会１０月定例会を開会いたします。

■開　　議

議長（星野一広）　これより本日の会議を開きます。

■議員退職の件について

議長（星野一広）　議事に入る前に議員の辞職について、ご報告いたします。

去る７月２２日、坂上祐次議員より辞職届が提出され、群馬東部水道企業団議会会議規則第７０条第２項の規定により、これが許可されましたので、ご報告いたします。

■日　　程

議長（星野一広）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げましたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■仮議席の指定

議長（星野一広）　この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

今回、群馬東部水道企業団議会議員に就任されました議員の仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

■議席の指定

議長（星野一広）　日程第１、議席の指定を行います。

議席は会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と議席の番号を瀬古議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（瀬古茂雄）　それでは、朗読をいたします。
　９番、藤野一也議員以上でございます。

議長（星野一広）　ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（瀬古茂雄）　たいへん恐れ入りますが、お手元の席札に掛けてあります白紙をお取り願います。

■会期の決定

議長（星野一広）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。
　お諮りいたします。
　今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（星野一広）　ご異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（星野一広）　次に、日程第３、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、議長において、９番、藤野一也議員、１０番、森雅哉議員を指名いたします。

■一般質問

議長（星野一広）　次に、日程第４、一般質問を行います。
　通告がありますので、質問を許します。
　７番、須永信雄議員。

議員（須永信雄）　ただいま、議長より指名を受けましたので、一般質問を始めさせていただきます。
　平成２７年１０月以降、給水管は２０ミリメートル以上ということで統一されております。しかし、市内には配水管から宅地まで１００メートル近い長距離給水管を抱える地域や、配水管から何本もの給水管が引込まれ、さらに分岐し、１０軒程

度の共用している地域も存在しております。こうした場合、老朽化や漏水のリスクが高く、また、家屋の建て替えや修繕時に多世帯間でのトラブルが生じやすい状況です。

なぜ、１３ミリメートル管を廃止して、２０ミリメートルに統一したのかその技術的根拠をお示しいただきたい。

次に、長距離の給水管や分岐、共用の現状に対し、企業団としてどのような支援策や、基準の柔軟な運用を検討しているのか伺います。

さらに、将来的には個人負担にゆだねるだけでなく、多世帯利用地域や長距離引込み管地域において、新たな配水管を布設するなど、公的整備によって利用者の負担を軽減する方策を検討すべきかと考えますが、企業団の考えをお伺いいたします。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　まず、２０ミリメートル管に統一した技術的根拠となりますが、現代社会においては、１３ミリメートルを採用した当時と比較しまして、水洗トイレ、シャワー等の水を大量に使用する設備が普及するとともに、共働き世帯の増加等により、夕方から夜間にかけて、調理、洗濯、風呂等、一度に大量の水を利用する生活様式へ変更してきています。

このことにより、これまでの１３ミリメートル管及びそのメーターであると、一般住宅のほとんどが、瞬間使用許容流量を超えてしまい、メーター故障の原因となります。そのため、より大きな流量を許容できる２０ミリメートルのメーターに統一したものです。

次に、長距離の給水管や分岐、共用の現状に対する支援策についてです。現在窓口での申請時において、利用する管が輻輳している場合、配管を統合するのに必要な材料を企業団が支給しております。このことにより、利用者側の負担を減らす制度を設けているところであるが、他の事業体の取組みなども参考にしながら、そのほかの支援方法も検討していきたいと考えております。

最後に、多世帯利用地域や長距離引込み管地域においての公的整備についてです。水の需要が増加傾向にありました時期については、需要が見込める未整備地域へ優先的に配水管を布設しておりました。結果として、個別の利用者の費用負担を軽減できる方策となっていました。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及等により、需要の減少傾向が顕著となっている現代におきましては、整備をしても、停滞水などによる水質の悪化のリスクができてしまう。そのようなことを避けるため、企業団としましては、積極的な拡張は行い難い現状がございます。

今後の公的整備以外で、どのような支援ができるか、他の事業体の取組みなどを参考にしていきたいと考えております。以上です。

（須永議員挙手）

議長（星野一広）　須永信雄議員。

議員（須永信雄）　私が把握している範囲内でございますが、２万世帯と多数の世帯が望んでおりますので、今後とも支援策を十分に手厚くして進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　今後とも、他の事業体も参考にしながら進めていきたいと思います。ありがとうございました。

議長（星野一広）　以上で一般質問を終わります。

■議案上程

議長（星野一広）　次に、日程第５、報告第１号及び報告第２号の２件、議案第１３号及び議案第１４号の２議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広）　朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　報告第１号及び報告第２号の２件についてのご報告、並びに、議案第１３号及び議案第１４号の２議案についての提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、報告第１号、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算及び継続費の繰越しについて、ご説明を申し上げます。議案書の１ページをお開きください。

本件は、事業の完了が翌年度となった配水管布設替事業請負工事等計３２件につきまして、繰越し報告をするものです。予算繰越計算書につきましては、２ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、次の３ページの継続費の繰越しについては、令和６年度に支払義務が生じなかったため、令和７年度以降に繰越して使用するものになります。

次に、報告第２号、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、ご説明を申し上げます。議案書の４ページをお開きください。

本件は、令和６年度決算に基づく資金不足比率を報告するものです。資金不足比率につきましては、現金預金などの資産が未払金などの負債額を上回っており、資金不足はなかったことから、算定されなかったものでございます。

以上、２件につきまして、ご報告申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第１３号、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について、ご説明を申し上げます。議案書の９ページ及び別冊①令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算書の１ページをお開きください。

令和６年度の水道事業会計決算ですが、収益的収入及び支出となりますが、別冊の２ページに記載しました。収入の決算額は、１１２億１，４８３万１，６２３円、支出の決算額は９３億５３０万６，９３０円となりました。

続いて別冊の３ページをお開きください。資本的収入及び支出の決算となりますが、４ページに記載したとおりでございます。収入の決算額は、３９億６，８４０万２，３８９円、支出の決算額は９２億１，６１５万３，０４１円となりました。

この決算につきましては、監査委員の審査も終了しておりますので、意見書を付し、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第１４号、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について、ご説明を申し上げます。議案書の１０ページ及び別冊①の６ページをお開きください。

別冊６ページ令和６年度群馬東部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）に基づきご説明申し上げます。令和６年度決算における剰余金の残高は、３０億５，５３３万４，６１１円になります。

このうち、１４億４，０００万円を建設改良積立金へ積立て、１６億１，４２１万７，５６４円を資本金へ組入れを行い、剰余金の処分を行うものです。

以上、２議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（星野一広）　次に、長瀬代表監査委員から報告を求めます

（長瀬代表監査委員挙手）

議長（星野一広）　長瀬代表監査委員。

代表監査委員（長瀬裕一）　それでは、ご指名によりまして、まずは令和６年度群馬東部水道企業団資金不足比率の審査結果をご報告申し上げます。

企業長から審査に付されました、群馬東部水道企業団水道事業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に審査を実施いたしました。

審査の結果、資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づき算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めることができ、資金不足比率は、算出されず、良好であることが確認されました。

今後も状況を注視し、健全な経営に努めていただくことを要望いたしまして、令和６年度資金不足比率の審査結果の報告とさせていただきます。

続きまして、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算の審査結果をご報告申し上げます。

企業長から審査に付されました企業団の決算書類が経営成績及び財政状態を適正に表示し、事業運営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施いたしました。審査の結果、決算諸表は、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示していると認めることができました。

また、事業運営の審査結果につきましては、別冊②の意見書に記載してございます。

企業団の経営成績は、６ページに記載したとおり、純利益が１４億３，３０５万６，６５８円となっており、前年度と比較しますと、料金統一の影響等により１億５，８６３万７７１円増加し、健全な経営を堅持してございます。

令和６年度までの国庫補助金の活用で、工事量が増加したため、これに伴い企業債も増加し、企業債償還金を上回る状態となっております。減価償却費の増加が見込まれることから、毎年計画の進捗管理を行い、良好な事業運営が賄えるよう努めていただければと思います。

また、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業が、令和６年度で８年間の事業期間が終了したため、実施効果を検証し、今後の委託スキーム構築に向けた課題と対応を検討していただきたいと思います。なお、水道による安定した水の供給を未来につなげていくために、令和４年３月に作成した群馬東部水道企業団水道ビジョン、令和６年３月に策定した水道施設強靭化計画の進捗状況や、企業団の財政状況を管理し、健全な経営の維持に努めていただきたいと思います。

以上、令和６年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算の審査結果の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■質　　疑

議長（星野一広）　最初に、報告２件に対する質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、ご質疑もないようですから、質疑を打ち切ります。報告第１号及び報告第２号の２件につきましては、以上で報告を終わります。

議長（星野一広）　次に、２議案に対する質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討　　論

議長（星野一広）　議事の都合により、議案第１３号及び議案第１４号の２議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表　　決

議長（星野一広）　これより採決いたします。
最初に、議案第１３号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広）　挙手全員、よって本案は原案のとおり認定されました。

議長（星野一広）　これより採決いたします。
　次に、議案第１４号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広）　挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広）　次に、日程第６、議案第１５号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広）　朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　議案第１５号、令和７年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由のご説明を申し上げます。
　議案書１１ページ及び別冊③令和７年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（１０月補正）の１ページをお開きください。
　別冊１ページ第１条につきましては補正予算について定めたものでございます。
　第２条は、業務の予定量を補正するものでございます。
　第３条の収益的収入及び支出につきましては、第１項営業費用について、包括業務委託料の増などにより、２，８９２万２，０００円増額し、第２項営業外費用について、納付消費税を１，２３２万円減額補正するものでございます。
　また、第４条資本的収入及び支出の支出では、第１項建設改良費において、工事の人件費や資材の単価見直し及び他事業関連工事の増などにより、８，６５８万４千円を増額補正するものでございます。
　第５条では、人事異動等による変動により職員給与費を、２，３２１万２千円を減額補正するものでございます。

また、２ページ以降には、補正予算に伴う実施計画などを添付させていただきました。
以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質　　疑

議長（星野一広）　これより、質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討　　論

議長（星野一広）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表　　決

議長（星野一広）　これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広）　挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広）　次に、日程第７、議案第１６号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広）　朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　議案第１６号、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の１２ページをお開きください。

本案は、現在小学校就学前までの子を対象としている部分休業制度について、対象となる子の範囲を小学３年生まで拡大することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

附則につきましては、この条例の施行日を公布日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質　　疑

議長（星野一広）　これより、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討　　論

議長（星野一広）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表　　決

議長（星野一広）　これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広）　挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広）　次に、日程第８、議案第１７号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広）　朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広）　高橋局長。

局長（高橋之雄）　議案第１７号群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の１４ページをお開きください。
本案は、令和７年４月２２日付けの国土交通省からの通知による、技術的助言に基づき、所要の条文整理をするものであります。
附則につきましては、この条例の施行日は公布の日からと定めるものでございます。
以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質　　疑

議長（星野一広）　これより、質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討　　論

議長（星野一広）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表　　決

議長（星野一広）　これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広）　挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉　　会

議長（星野一広）　以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。
最後に、須藤企業長からご挨拶があります。

企業長（須藤昭男）　１０月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日はお忙しい中、議員の皆様にはお集りいただき、慎重な審議の上、議案や報告事項に賛成をいただきありがとうございました。また、長瀬代表監査委員におかれましては、令和６年度決算審査の結果の報告をいただき、ありがとうございました。
今回の定例会から新たに明和町の藤野議員に就任していただきました。今後ともよろしくお願いいたします。
さて、令和６年度決算では、利用者の皆さんに大きな負担がかからないように、激変緩和措置を講じた料金統一が２年目を迎えました。先ほどの報告にもありましたとおり、１４億３千万円の利益を確保することが出来ました。また、１４億３千万円の国庫補助を受け、７１億１千万円の建設改良工事の投資を行うことができま

した。

この夏は、全国的に異常気象と言える猛暑が続き、県内でも様々な暑さの記録が更新されました。企業団では、豪雨や地震などから、住民の生活を守り、水使用に不便や不安が生じないように水道施設強靭化計画に基づき、水道施設の耐震化と耐水化を進めてまいります。災害時にも安定した給水を行うには、出来る限り被害を未然に防ぐことが重要であると考えておりますので、今後も更新工事を継続してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

酷暑も終わり、朝晩大変冷え込んでまいりました。議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、企業団のさらなる発展に向け、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶にさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（星野一広）　これをもって閉会といたします。

大変ありがとうございました。

午前１１時１４分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第６１条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

星野　一広

群馬東部水道企業団議会議員

藤野　一也

群馬東部水道企業団議会副議長

森　雅哉